

実施方針等に関する個別対話の結果

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	回答
1	本施設の所有権	実施方針（案）に関する質問への回答	NO. 5, 6	施設の所有権移転ができないことに関する根拠について再確認をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、地方自治法で制限されている行政財産を貸付けるため、PFI法第69条(行政財産の貸付け)を根拠とし、同法第8条(民間事業者の選定等)に基づき公募を予定するものであります。 ・PFI法第69条では、「選定事業の用に供するため行政財産を選定事業者に貸し付けることができる」とされており、行政財産を貸し付ける相手は「選定事業者」とされています。 ・このため、選定された事業者の代表企業や施設の所有者を変更する際は、行政財産を貸し付ける相手となる「選定事業者」を改めて公募することになります。 ・従って、PFI法に基づく手続きにより実施を予定している本事業では、施設の所有権移転を制限しております。
2	代表企業の変更	実施方針に関する質問への回答	NO. 1	代表企業（SPCの最大出資者）の変更ができないことに関する根拠について再確認をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・前項目「1」の回答をご参照ください。
3	SPC等の設立	実施方針（案）に関する意見への回答	NO. 8	SPCの形態として会社法上の株式会社のみとされていることの根拠について確認をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社(SPC)は、独立採算型の事業提案の確実な履行や事業の安定性の観点から、会社法に定める株式会社としております。
4	統括管理業務責任者	要求水準書（案）に関する質問への回答	NO. 1	「事業期間を通して、可能な限り同一の責任者を配置することとします。」とありますが、約50年間の事業においては事実上不可能であるため（責任者の異動、退職など）、一定の条件緩和措置についてご検討をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業提案の確実な履行や事業の安定性の観点から「事業期間を通して、可能な限り同一の責任者を配置すること」としてあります。ただし、長い事業期間であることを勘案し、やむを得ない場合においては変更が可能です。
5	事業の採算性・成立可能性について	要求水準書（案）資料12	集貨・創貨の実績	一期事業の稼働率等に関する状況について可能な限りご教示をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・一期事業の運営については、(株)那覇港総合物流センターとの事業契約において秘密保持義務があり、当組合が主体的に情報提供することができません。 ・なお、本事業の検討にあたって、公表が必要な資料があれば、具体的にご要望ください。(株)那覇港総合物流センターとの協議の上、公表可能な資料を提示いたします。